

平成28年度 徳島県田園環境検討委員会

I 日 時

平成29年3月14日（火）10時から12時30分

II 場 所

・委員会 徳島県庁11階 1104会議室

III 出席者

【委員】植田和美，大仲香織，川瀬益栄，木元美和，上月康則
矢野幹雄，山城考，渡辺雅子（アイウエオ順敬称略，10名中8名出席）

【 県 】 農林水産基盤整備局長，農山漁村振興課長，農業基盤課長他

IV 委員会次第

1 開 会

2 開会の挨拶

3 議 事

（1）農業農村整備事業の「環境との調和への配慮」について

（2）農業農村整備事業の環境配慮実績について

4 閉会の挨拶

5 閉 会

<配付資料>

資料1 会議次第

資料2 配席図

資料3 委員名簿，徳島県田園環境検討委員会等設置要綱

資料4 審議地区の環境との調和への配慮取組み

資料5 環境配慮実績

V 会議録（要旨）

1 開 会

2 開会の挨拶 農林水産基盤整備局長

3 議事

(1) 農業農村整備事業の「環境との調和への配慮」について

1. 中山間地域総合整備事業 那賀東部地区

【委員】

イトモの移植計画について、これまでと生育環境が大きく変わると思われる。

【県】

専門家からは、工事進入路施工に伴う光環境の変化に留意するように助言いただいた。

【委員】

希少種の中に林床植物が含まれている。工事改変範囲でなくとも、仮設等により光環境が変わり、乾燥するといった生育環境の変化が生ずる可能性があるので、十分留意していただきたい。

【県】

指摘いただいた内容に留意して、事業推進していく。

2. 経営体育成基盤整備事業 芳崎地区

3. 経営体育成基盤整備事業 沼田地区

【委員】

資料では、配慮対象植物の個体数や事業地区の周辺の状況も踏まえて配慮対策を検討いただきたい。散発的にあるのか、群落としてあるのかで対策の方向性が変わってくる。

【県】

個体数については、把握できていなかった。今後は、周辺の状況や配慮対象種の個体数について、できる限り調査の中で把握するように努め、配慮対策の検討を行う。

【委員】

地域住民や他部局との情報共有は大事である。事業の中で環境配慮したら終わりではなく、その後の保全をしてもらうのは、地域住民であるので、市町村とも連携し、きちんと情報共有を行うこと。

【県】

情報共有に関して、希少種の位置を公開すると、盗掘の恐れがあるので、取扱いには十分留意する必要がある。また、土地改良事業は、受益者から負担金をいただきながら、行政と農家が一体となって推進する事業である。工事の説明会は常に行っているのですが、その中で、環境配慮についても触れていきたい。

ただし、農家にとってみれば、日々の維持管理労力の軽減は最重要事項である。地元が受けられるような形で環境配慮することが重要である。

【委員】

県庁内の環境調査に関するデータベースはあるか。

【県】

県庁全体ではないが、農業農村整備事業に関するものは、データバンクで一括管理している。標本類は、博物館に提出しており、15年間の情報については蓄積がある。

【委員】

ほ場整備に伴い、用排分離してしまうと、ますます魚の棲む環境が失われる。地区内においても、メリハリを付けて対策を行ってほしい。また、冬場の水を確保するため、「環境用水」として水利権を取得できるよう、前向きに取り組んでほしい。

4. 地盤沈下対策事業 藍住3期地区

【委員】

地盤沈下は続いているのか。

【県】

過去の地震や地下水の汲み上げにより、20cm程度不同沈下し、用水路の流下能力が落ちている。今は、地下水規制もあり、沈下が進行しているものではない。過去の沈下による通水障害を改修している。

【委員】

管水路の流入部からメダカ等が流入するケースはあるか。

【県】

そういうケースがあるというのは聞いたことがある。本地区においては、分からない。

【委員】

地域住民へのアンケート調査結果をもとに、保全すべきところを検討してほしい。

【委員】

とくとく市などでも、ちょっとした付加価値をつけた農産物を売り出す農家が増えてきている。環境配慮ということを活用できるかもしれないのに勿体ない。事業説明の際に、できる限り情報を開示し、地元農家が色んな選択をできる機会を提供してほしい。

5. 一般農道整備事業 伊沢中央2期地区

【委員】

住民の意向アンケートについて、地元にどのような生物がいるかを事前説明しているか。

【県】

現地調査と並行してアンケートを行っているため、そこまではできていない。

【委員】

事前に予備知識を与えていた方が、より現実的な回答を得られると思う。

【県】

今後は、調査時期にも留意していきたい。また、地元農家に対しても県からしっかりと情報提供していきたい。

【委員】

特定外来植物「アレチウリ」については、具体的にどのように対処するのか。

【県】

手間はかかるが、抜根除去を行い枯らすことが、最も効果的であると考えている。無論、専門家に指導いただきながら対策を行う。

【委員】

遷移が進み始めており、樹木も見られるが、どの段階での管理となるのか。

【県】

農道であるため、基本的には草刈りで維持管理するようになる。つまり、「草地」を目指しているということである。

【委員】

工事で掘削・盛土をした際、回復するまでが早い帰化植物が多く、在来植生が負けしまうことがある。植物リストに関して、帰化植物の占める割合が分かった方が配慮対策を検討しやすい。

(2) 農業農村整備事業の環境配慮実績について

【委員】

カワバタモロコの取組みについて、放流先の環境保全をするとともに、協定先も含めてきちんと取組の着地点を検討しておくこと。

【委員】

一覧表の中に失敗事例も含まれている。配慮対象種の重要度に応じて、対策を検討するべきであった。重要度の高い種については、担保を確保するなどのことも必要である。

【県】

今後は、専門家ともよく相談し、重要度に応じて対策を検討していく。

【委員】

失敗したと思っても、再度モニタリングしてみた方が良い。地表部では枯れているが、土の中で生きている多年草などもある。

【県】

モニタリングについては、専門家に相談しつつ、種類にもよるが、概ね3年間実施することで評価を行っている。

【委員】

県でのモニタリングが終了すれば、地元管理となる。だから、地元の方にはきちんと伝えていたねばならない。定着するかしないかは、結局は、地元の方がどうするかにかかっている。

【県】

今後、地域住民に対して、きちんと情報が伝わるように取り組んでいきたい。

4 閉会の挨拶：農林水産基盤整備局長

5 閉会